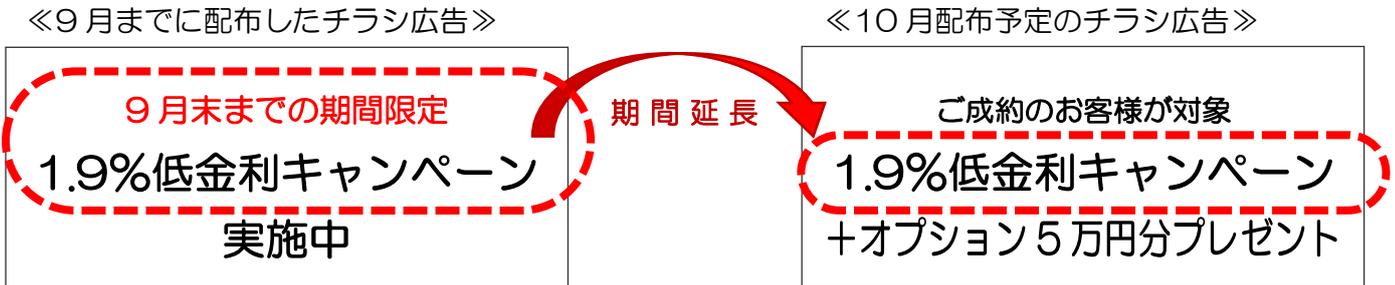


〔期間限定のキャンペーンの期間を延長することの可否について〕

Q. 9月末までの期間限定の企画として、中古車を購入されたお客様を対象に、1.9%低金利キャンペーンを実施していますが、好評のため、10月以降は1.9%の低金利に加え、オプション5万円分をプレゼントするキャンペーンを実施したいと考えています。10月以降のキャンペーンは、9月に実施したものと別企画と考えて、実施しても問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】



A. 10月以降のキャンペーンのうち、「1.9%低金利キャンペーン」については、9月末まで実施したキャンペーンと同一の内容です。そのため、「9月末までの期間限定 1.9%低金利キャンペーン」と表示し、実施したにもかかわらず、10月以降も同様のキャンペーンを実施（期間延長）した場合、「9月末までの期間限定」との表示が、あたかも9月末までに中古車を成約した場合に限り1.9%の低金利が適用されるかのように、一般消費者に誤認される不当表示（有利誤認表示）に該当します。

したがって、「1.9%低金利キャンペーン」は、9月末で終了してください。

なお、10月以降のキャンペーンについては、例えば、オプション5万円分プレゼントのみ実施するなど、内容を変更して実施してください。